

答 申

第1 審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し、平成24年6月27日付け千葉市指令中社二第11号により行った「請求人による平成24年5月21日付け個人情報開示請求に関連する請求人の就労収入について、厚生事務次官通知等において定義されている収入の取扱いの分類のうち、どの分類として市が判断したかを示す記録」（以下「本件個人情報」という。）を不存在による不開示とした決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

1 開示請求

異議申立人は、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、平成24年6月15日付けで実施機関に対し、本件個人情報の開示請求を行った。

2 不開示決定

実施機関は、条例第19条第2項の規定に基づき、本件公文書は未作成により存在しないとして不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行い、その旨を平成24年6月27日付け千葉市指令中社二第11号により、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件不開示決定を不服として、平成24年6月29日付けで実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、条例第42条の規定に基づき、平成24年7月31日付け

24千中社二第293号により本審査会に諮問した。

第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件不開示決定を取消し、本件個人情報を開示するとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

- (1) 事務次官通知等は、収入認定を行う際の算定根拠であり、収入認定の記録があれば、そこには当然、通知等における収入区分が記載されるはずである。
- (2) もしないとすれば、記録の整理に問題があり、一時的に記録が不明になっている可能性がある。また、そもそも収入区分の記載を行っていないとすれば、厚生労働省の通知に基づかない不当な算定が行われていたことになる。
- (3) 異議申立人が別に行っている行政訴訟の中で、千葉市の弁護人が、異議申立人の収入区分について説明を行っており、そのような説明ができるならば、記録があつて然るべきであつて、もし、仮にないとすれば、それはそれで由々しき問題である。

第4 実施機関の説明の要旨

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 収入認定の方法について

就労収入や就労に伴う経費の具体的な認定の方法については、生活保護法（昭和25年法律第144号）には規定されておらず、厚生労働省の通知である、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日）（厚生省発社第123号）（各都道府県知事・各指定都市長あて厚生事務次官通知）」（以下「次官通知」とする。）及び、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日）（社発第246号）（各都

道府県知事・各指定都市長あて厚生省社会局長通知)」(以下「局長通知」とする。)に示されている。

「次官通知」においては、収入認定の指針として、就労収入を次の4つの職種収入に分類し、それぞれについて基礎控除(収入認定の際に一定額を収入から控除する(控除額は次官通知内で規定))の適用の有無及び経費の種類を例示している。

ア「勤労(被用)収入」

官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者の収入

イ「農業収入」

農業により収入を得ている者の収入

ウ「農業以外の事業(自営)収入」

農業以外の事業(いわゆる固定的な内職を含む。)により収入を得ている者の収入

エ「その他不安定な就労による収入」

知己、近隣等(縁故)からの臨時的な報酬の性質を有する少額の金銭その他少額かつ不安定な稼働収入がある者の収入

また、「局長通知」においては、「勤労(被用)収入」を更に常用収入、日雇収入、臨時又は不特定就労収入の3種類に分類している。

2 認定方法の妥当性について

申立人は毎月継続して就労を行っている状態ではなく、主な収入は研究関係の講演謝金等であり、雇主や勤労場所は一定ではない。このことから、その収入が「農業収入」や「農業以外の事業(自営)収入」、「その他不安定な就労による収入」に当たらず、次官通知上は、「勤労(被用)収入」として判断できる。

また、局長通知においても、「常用収入」は、同一事業所等に継続して勤務する者の収入であり、「臨時又は不特定就労収入」は、不特定の雇用先に継続して就労を続ける状態にある者の収入を指すことから、「日雇収入」として判断できる。

このように、異議申立人の収入区分の取扱いは、自然に導けることから、特段その判断について明示した記録は作成していないが、申立人の収入認定を行う際は、根拠資料を示しながら、その収入額より勤労収入を得るための必要経費(通勤費等)及び勤労に伴う必要経費として次官通知にて定められた基礎控除額を控除して収入認定を行っており、通知に定められたとおりの処理を行っている。

第5 審査会の判断

審査会は、本件個人情報並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

1 本件個人情報について

本件個人情報は、第1に記載のとおりなので、これを引用する。

2 審査会の調査について

異議申立人は、事務次官通知等は、収入認定を行う際の算定根拠であるから、収入認定の記録があれば、そこには当然、通知等における収入分類が明示されるはずであると主張している。

そこで、本審査会は、異議申立人の収入認定が行われた際に作成された「保護決定調書」及び「ケース記録票」について調査した。

(1) 「保護決定調書」について

保護決定調書は、保護の決定を行う際に課長決裁で回議される定型様式の2頁にわたる文書であり、そこに記載される事項は、主に次のとおりであることが確認された。

ア ケースNo、世帯主氏名、地区担当、異動区分、起案No、起案・決裁・通知の年月日、生活保護認定の年月日

イ 回議の押印欄における印影

ウ 起案文

エ 認定年月日

オ 開廃等の理由・通知案文

カ 扶助費決定額

キ 一時扶助決定額

ク 労働力類型、単併区分、世帯分離、代表級地、扶助費の支給方法、保険料加算、日用品費、世帯類型、住宅類型、現在地保護、開廃理由、住宅費、給食費、日常生活費

ケ 最低生活費認定欄における氏名、性別、年齢、保護形態・個人状況のコード番号、最低生活費の認定額

コ 収入充当内訳欄における氏名、認定額、収入額、控除額

上記ア～コの事項は、そのほとんどが、入力コードや金額などの数字を入力することにより表示されるものである。

唯一、起案作成者が文字入力できる事項は、オ「開廃等の理由・通知案文」のみであるが、調査した保護決定調書に本件個人情報を確認することはできなかった。また、ク「労働力類型」については「主日雇」と

の記載が確認されたが、これは局長通知の分類における「日雇収入」と類似しているものの、全く別の統計上の分類であることが実施機関からの聴取により判明した。

その他の事項についても、日付、金額、コード番号などの数値等であって、厚生労働省の通知における収入分類に関連するものは見当たらず、結果として本件個人情報を確認することはできなかった。

(2) 「ケース記録票」について

ケース記録票には、生活保護受給者の生活状況、就労状況、収入認定などが記載されていたが、収入認定の記載は、収入、必要経費、基礎控除、認定額といった金額のみで、これらの金額を算定するための根拠規定などの記載はなく、本件個人情報は確認されなかった。

3 本件個人情報の不存在について

異議申立人は、もし、収入分類の記録がなければ、厚生労働省の通知に基づかない不当な算定が行われていたことになる旨と主張している。

確かに、収入分類を明示すれば、収入認定の根拠や経過が可視化され、収入認定については保護決定の適正が担保されると考えられる。

しかし、ケース記録に記載された就労状況や、異議申立人が提出した収入申告書などを見れば、異議申立人の収入が、どの収入分類に該当するかは明らかであり、あえてこれを記載しなくても適正に収入認定を行うことは十分に可能といえる。

また、次官通知及び局長通知にも、保護決定調書やケース記録などに「就労収入の分類を明記しなければならない」とする記述はなく、本件個人情報が存在しないとしても、厚生労働省の通知に基づかない不当な算定が行われたとまではいえない。

そうだとすれば、調査を行った「保護決定調書」及び「ケース記録票」に本件個人情報が記載されていないことは不自然でなく、また、これらの他に本件個人情報が記載された公文書が作成されているとも考え難いといえる。

したがって、収入認定を行う際に収入分類の明示をしていないとする実施機関の主張に不合理な点があるとはいえず、本件個人情報が記載された公文書の存在を窺わせる事情も見当たらないことから、本件個人情報が不存在であることを理由に不開示とした実施機関の決定は、妥当であると認められる。

なお、千葉市の生活保護事務においては、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく審査基準が定められていないことが本件の審議過程で判明した。このことは、同法の精神からすれば、望ましいとはいえないが、

これをもって、本件における結論を左右するものではない。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成24年 6月29日	諮問書を受理
平成24年 8月31日	実施機関から理由説明書を受理
平成24年10月 9日	異議申立人から意見書を受理
平成24年10月19日	審議（第93回審査会）
平成24年12月10日	実施機関から決定理由等の説明を聴取 （第94回審査会）
平成25年 2月 5日	審議（第95回審査会）
平成25年 3月25日	審議（第96回審査会）